

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 5月22日

秋田地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 石 田 志 保

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 6月 5日から 令和 8年 6月 12日まで
開札期日	日 時 令和 8年 6月 16日 午前 10時 00分 場 所 秋田地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 7月 7日 午後 1時 00分 場 所 秋田地方裁判所民事第2部
特別売却 実施期間	令和 8年 6月 17日 午前 8時 30分から 令和 8年 6月 17日 午後 5時 00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 保険会社, 株式会社商工組合中央金庫, 農林中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 5月 22日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 秋田市御所野元町三丁目 |
| | 地 番 | 14番9 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 286.10平方メートル |
| 2 | 所 在 | 秋田市御所野元町三丁目 14番地9 |
| | 家屋 番号 | 14番9 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 105.34平方メートル
2階 67.08平方メートル |

入札時の注意点

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要です。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

- ※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。
- ※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
- ※提出後の訂正はできません。

住民票
(個人の場合)

資格証明書
(法人の場合)

- ※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。
- ※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。
- ※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。
- ※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

- ※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

秋田地方裁判所執行官室 ☎018-824-1514

物 件 明 細 書

令和 8年 4月20日

秋田地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 石 田 志 保

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、BITのお知らせメニューにも掲載されています。)

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 秋田市御所野元町三丁目 |
| | 地 番 | 1 4 番 9 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 8 6 . 1 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 秋田市御所野元町三丁目 1 4 番地 9 |
| | 家屋 番号 | 1 4 番 9 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 1 0 5 . 3 4 平方メートル
2階 6 7 . 0 8 平方メートル |

令和 8年(ケ)第 1号
令和 8年 2月16日受理
令和 8年 3月24日提出



現況調査報告書

秋田地方裁判所

執行官 関 知 満

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 秋田市御所野元町三丁目 |
| | 地 番 | 1 4 番 9 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 8 6 . 1 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 秋田市御所野元町三丁目 1 4 番地 9 |
| | 家屋番号 | 1 4 番 9 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 1 0 5 . 3 4 平方メートル
2階 6 7 . 0 8 平方メートル |

不動産の表示	『物件目録』のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件1
現況地目	■宅地(物件1) □公衆用道路(物件) □ (物件)
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり ■建物配置図のとおり
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は『目的外建物の概況』のとおり)
その他の事項	
建物	物件2
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる(□主である建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:
物件目録にない附属建物	■ない □種類: □ある □構造: □床面積:
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を 居宅(空き家) として占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は『目的外土地の概況』のとおり)
その他の事項	スチール製簡易物置(従物)が1棟ある。
執行官保管の仮処分	■ない □地方裁判所 支部 令和 年()第 号 □ある □保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■建物配置図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 隣家の方	1 隣の家を所有する方が亡くなり、それ以後隣家は空き家のままです。亡くなったころだと思いますが、隣の家にはパトカーが来ていたように記憶しています。 2 隣の家のお敷地にはご覧のとおり樹木が沢山植えられていて、枯れ枝や葉っぱが私の家の敷地に沢山飛んできて困っています。

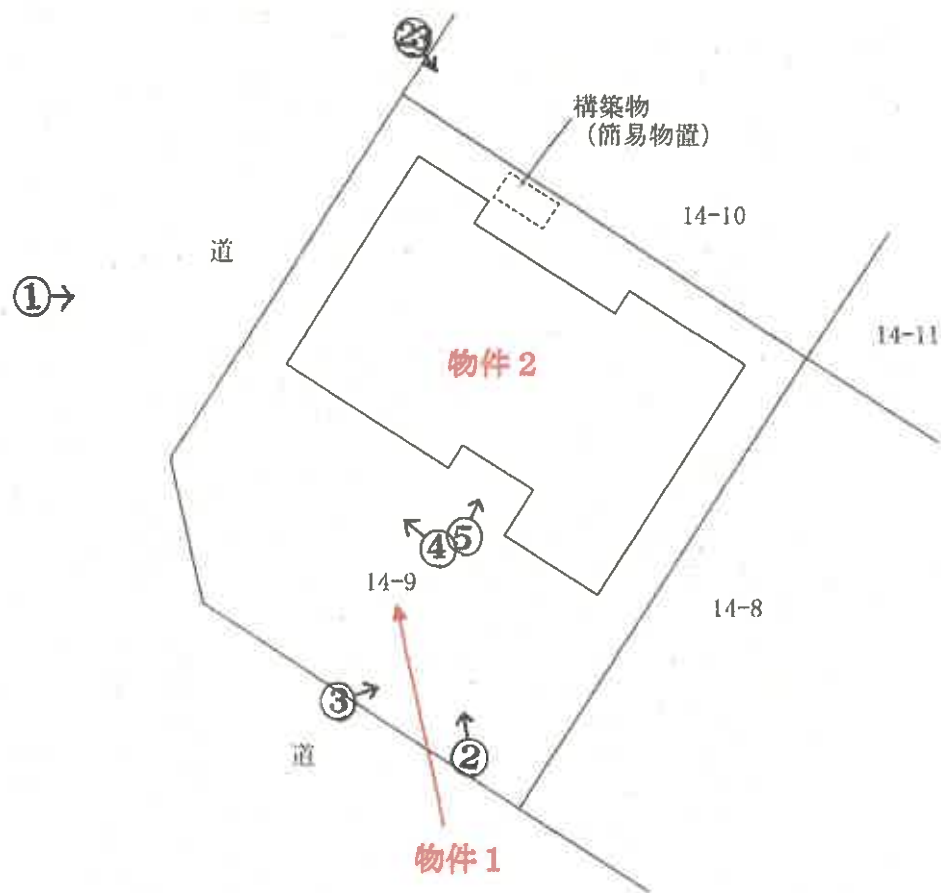
執行官の意見
1 本件物件の状況は、建物配置図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。 2 本件建物は、令和3年8月ころから空き家の状態である。本件不動産の前所有者に関する除籍の書面によると、同人が亡くなった日時には10日間の幅がある。諸状況により、同人は本件建物内で病気等により亡くなったものと考えられる。 3 1階和室には仏壇があり、中に位牌1基がある。 4 建物内部には、大量の書籍等の動産類が残っている。 5 2階吹き抜けの天井のクロスに亀裂がある(写真⑩)。 6 建物外部について、植栽の手入れが全くなされておらず、大量の枯れ枝や葉っぱが敷地内及び周辺部に散らばっている(写真②~④)。 7 本件不動産の前所有者が所有し、令和3年2月に車検の有効期限が経過した普通乗用車が敷地内に放置されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
8年 3月 2日 (月) 16:10 - 16:15	秋田地方法務局	近隣土地の登記事項要約書を公用で取得
8年 3月 4日 (水) 14:20 - 14:30	物件所在地	占有調査、隣家の方から聴取、外観写真撮影
8年 3月 16日 (月) 13:00 - 14:00	物件所在地	立入調査、写真撮影
8年 3月 16日 (月)	当庁 (郵送)	敷地内に駐車している普通自動車に関し、東北運輸局 秋田運輸支局あて書面照会 (3月23日回答)
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項)		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。		
<input checked="" type="checkbox"/> 令和 8年 3月 16日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		
<input type="checkbox"/>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

建物配置図

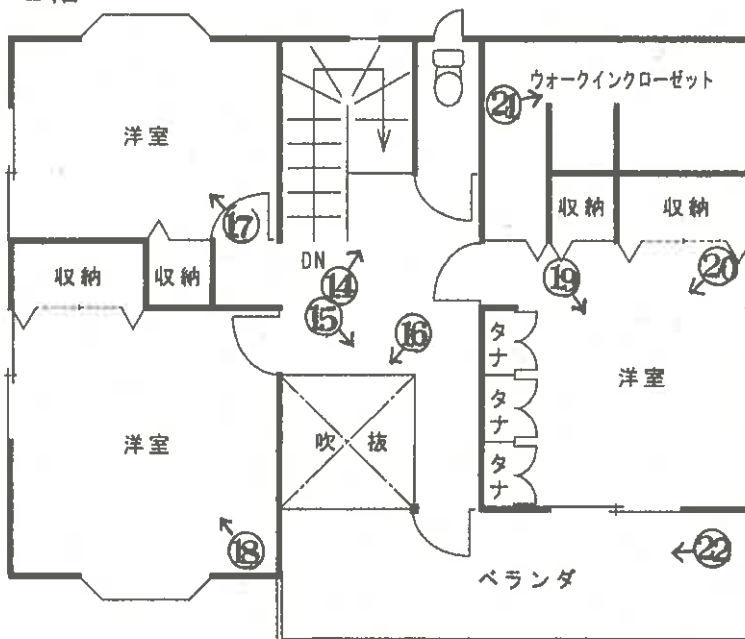


○→写真撮影位置・方向

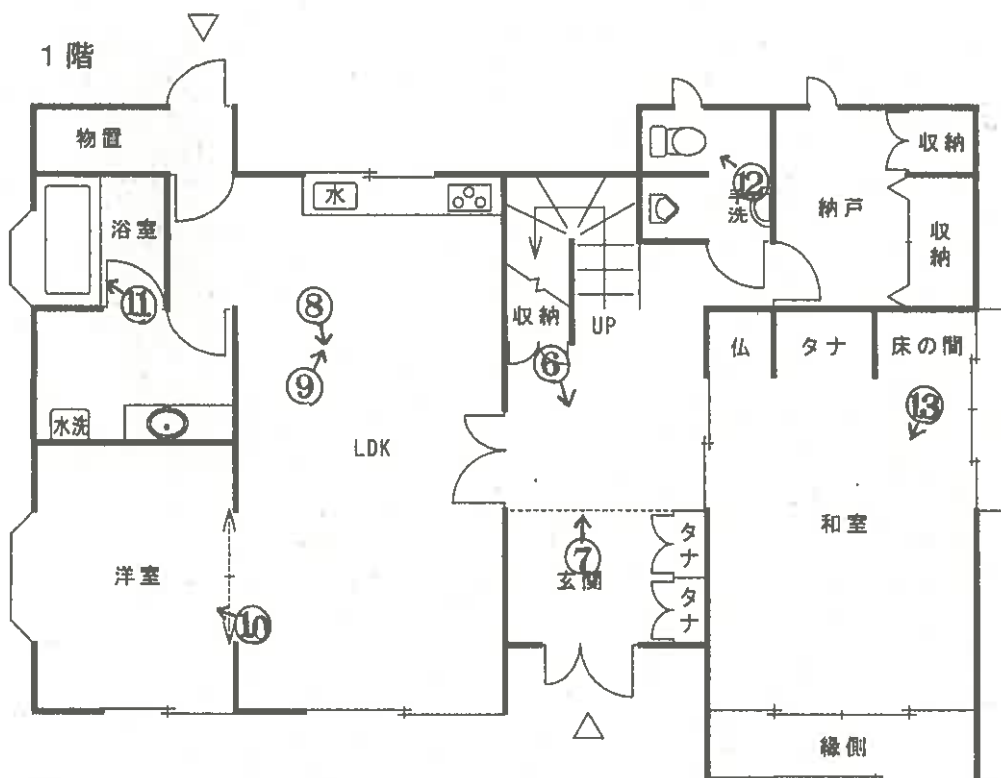
(5枚目)

令和8年(ケ)第1号

2階



1階



○→写真撮影位置・方向

①



物件2

②



③



物件1

(7 枚目)

④



⑤



⑥



(8 枚目)

⑦



⑧



⑨



(9 枚目)

⑩



⑪



⑫



(10 枚目)

⑬



⑭



⑮



⑩



天井クロスの亀裂

⑪



⑫



19



20



21



(13 枚目)

72



73



構築物(簡易物置)

令和8年（ケ）第1号
令和8年3月16日 現地調査
令和8年3月26日 評価



秋田地方裁判所民事第2部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

平 野 太 郎

第1 評価額

一 括 価 格	
金 11,599,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 5,641,000円
物件2 (建物)	金 5,958,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	秋田市御所野元町3丁目 14番9 宅地 286.10㎡	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	秋田市御所野元町3丁目14番地9 14番9 居宅 木造スレート葺2階建 1階105.34㎡ 2階67.08㎡ 延172.42㎡	同左
番号	特記事項		
1、2	物件1（土地）は物件2（建物）の敷地として利用されている。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR奥羽本線「四ツ小屋」駅の東方・道路距離約3km 最寄りバス停「御所野小学校入口」の北東方・道路距離約570m（徒歩約7分）（別添「所在位置略図」参照）	
付近の状況	大規模住宅団地（御所野ニュータウン）に所在し、区画整然と建ち並ぶ住宅地域を形成している。地域内に格別の変動要因はないことから、当面は現状を維持すると予測する。生活上の便益施設等への接近性は以下のとおりである。 御所野小学校・・・約400m 御野場中学校・・・約5.1km 御所野学院中学校・・・約1.3km フレスポ御所野・・・約400m イオンモール秋田・・・約700m 御所野内科クリニック・・・約650m 秋田御所野郵便局・・・約1.2km 秋田市南部市民サービスセンター・・・約4km 秋田市役所・・・約10km 秋田南I.C.・・・約2km （いずれも道路距離） 道路は幅員12mの両側歩道付舗装市道が標準である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50% 80% ー 日影規制（二）、壁面後退1.5m（地区計画による制限）、高さ制限10m（地区計画による制限） 御所野下堤・元町地区計画（B地区） 立地適正化計画区域 （居住誘導区域、都市機能誘導区域外） 宅地造成等工事規制区域

画地条件	間口：約12.6m（南西側） 奥行：約18m 規模：286.10㎡ 形状：ほぼ長方形地 地勢：概ね平坦 接面道路との関係：角地 ・南西側約12.6mが幅員約12mの両側歩道付舗装市道に等高乃至約0.5m高く接面 ・北西側約14.5mが幅員約12mの両側歩道付舗装市道に約0.5m高く接面 ・西端部に約5mすみ切り
接面道路の状況	南西側：幅員約12mの両側歩道付舗装市道 （建築基準法42条1項1号） 北西側：幅員約12mの両側歩道付舗装市道 （建築基準法42条1項1号）
土地の利用状況等	物件1は物件2の敷地として利用されており、法定地上権が成立すると判断した。 隣接地は一般住宅となっている。
供給処理施設 （宅地内引込）	上水道：あり（接面道路公設管より引込） ガス配管：あり（建物への接続：あり） 下水道：あり（建物への接続：あり）
特記事項	・物件2は空き家であり、植栽の手入れはされておらず、自動車も放置された状態となっている。 ・土壌汚染の有無は調査機関による汚染調査を行わなければ確定できないが、土壌汚染が懸念される事実は確認されなかった。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：平成9年7月24日新築 経過年数：約29年 経済的残存耐用年数：約10年
仕 様	構造：木造2階建 屋根：スレート葺 外壁：サイディング 内壁：ビニールクロス、砂壁ほか 天井：ビニールクロス、化粧合板ほか 床：フローリング、畳ほか 設備：電気設備、給排水設備ほか その他：特になし
床面積(現況)	延172.42㎡
現況用途等	現況用途：居 宅 間取り：添付建物間取図のとおり。
品 等	高 位
保守管理の状態	築後相当年の年数が経過し、建物の内部ではクロスの剥がれ、外壁には汚れ等も確認されるが、大きな損傷を確認することはできなかった。比較的グレードの高い建物であるが、空き家の状態であり、植栽の手入れがされておらず、保守管理の状態はやや劣る。
建物の利用状況	所有者が居宅（空き家）として占有している。
特 記 事 項	・構築物として簡易物置が設置されている。 ・建築時期等から、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の有無については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	40,500	1.07	286.10	1.00	12,398,000

(千円未満四捨五入)

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

標準画地は幅員12m舗装市道に接面する地積285㎡程度の長方形地

地価公示 秋田-7

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & \\ 40,700 \text{ 円/㎡} & \times 100.6/100 & \times 100/101 & \times 100/100 & = & 40,500 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件(方位) + 1%

◇地域格差：特にない

イ 個別格差：街路条件(幅員) + 2%

画地条件(方位+2%、角地+3%) + 5%

$$1.02 \times 1.05 = 1.07$$

ウ 地積：登記数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格 (物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ
2	220,000	172.42	0.11	4,173,000

(千円未満四捨五入)

イ 現況延床面積：登記数量

ウ 現価率：経過年数約29年、経済的残存耐用年数約10年、残価率5%とした定率法により約11%となる。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については、土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
1	12,398,000	1.00	0.35	法定地上権	4,339,000

(千円未満四捨五入)

イ 土地利用権の及ぶ範囲：物件1全体に物件2の土地利用権が及ぶと判断した。

ウ 土地利用権等割合：物件1に対する土地利用権を法定地上権と判断し、その権利割合を35%と査定。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	12,398,000	-4,339,000	/	1.00	0.70	5,641,000
2	4,173,000	+4,339,000	1.00	1.00	0.70	5,958,000
一括価格 (合計)						11,599,000

(千円未満四捨五入)

ウ 占有減価修正：特にない

エ 市場性修正：特にない

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格（秋田－7）

所 在：秋田市御所野元町2丁目8番5
住居表示「御所野元町2－8－5」

価 格：40,700円/㎡

位 置：JR奥羽本線「四ツ小屋」駅から道路距離で約2.7km

価 格 時 点：令和8年1月1日

地 積：285㎡

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 道 路：北東側が幅員約6m舗装市道に接面

用 途 指 定 等：第1種低層住居専用地域
指定建蔽率50%、指定容積率80%

地 域 の 概 要：中規模一般住宅が多い区画整然とした住宅地域

第7 附属資料

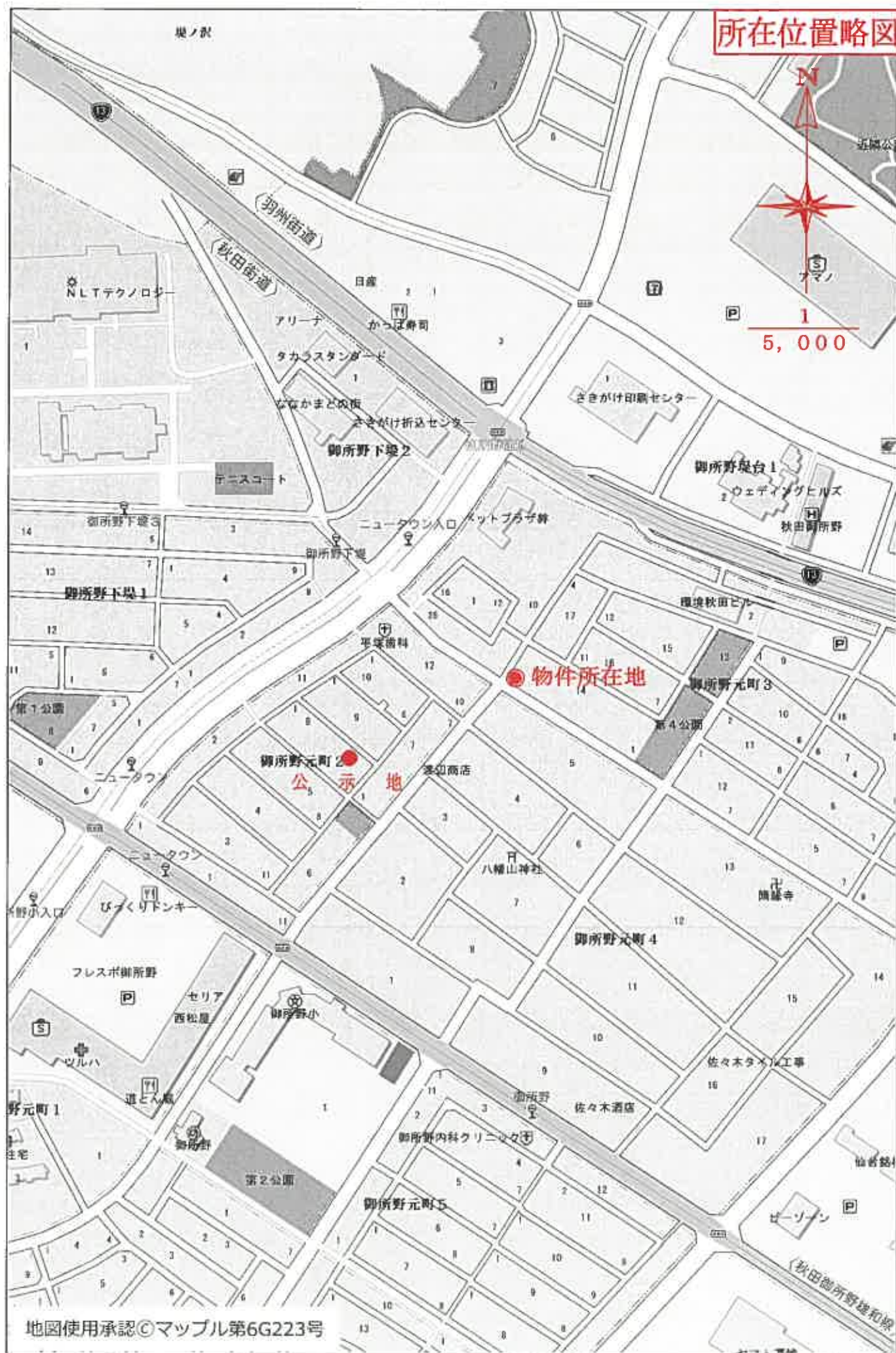
- 1 受命物件の所在位置略図
- 2 地図（不動産登記法第14条第1項）写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 建物配置図
- 5 建物間取図

以 上

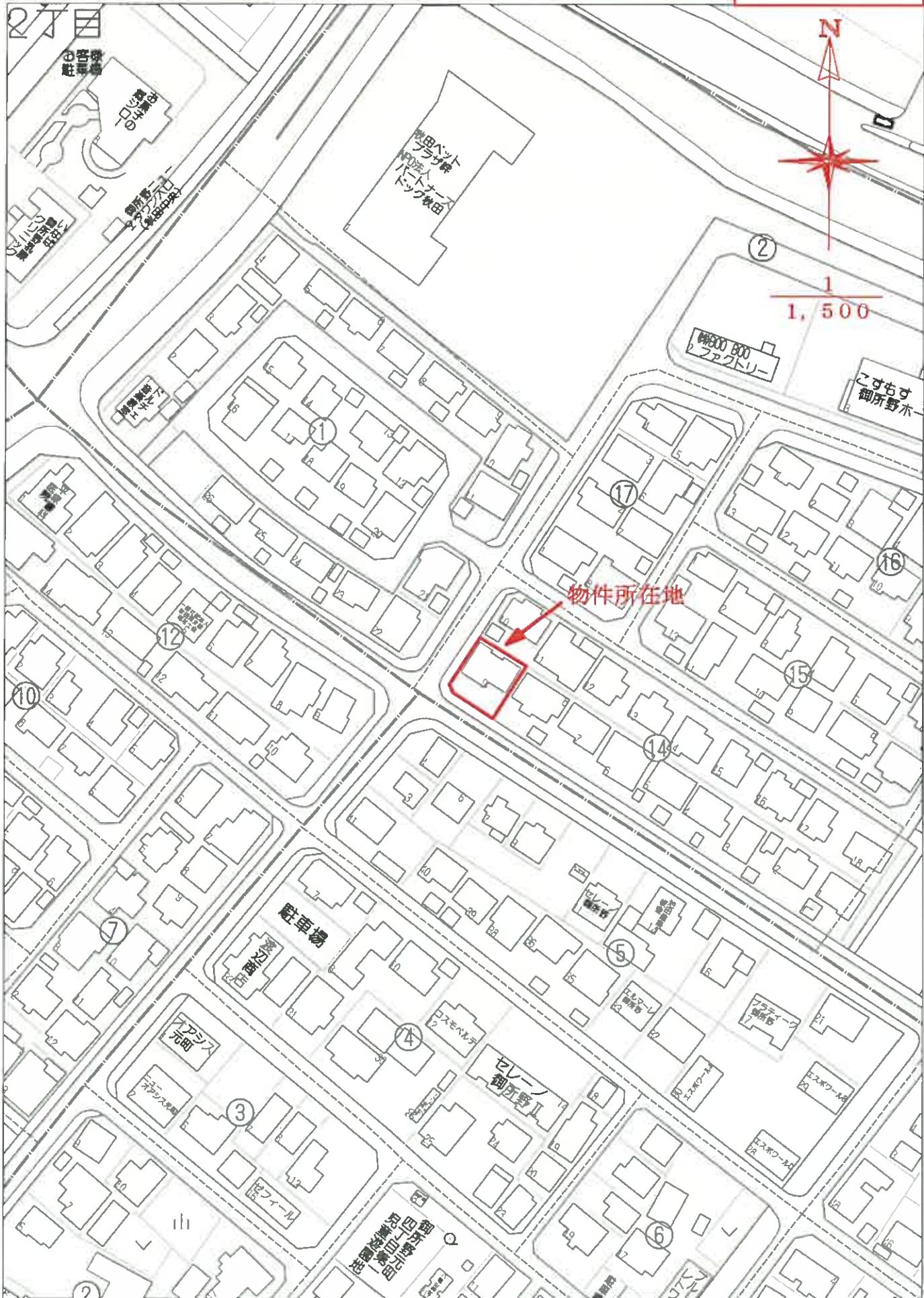
所在位置略図



所在位置略図



所在位置略図



60m

1:1500

地図 (不動産登記法 第14条第1項) 写

標値種別：図上測



登記年月日：平成9年7月29日

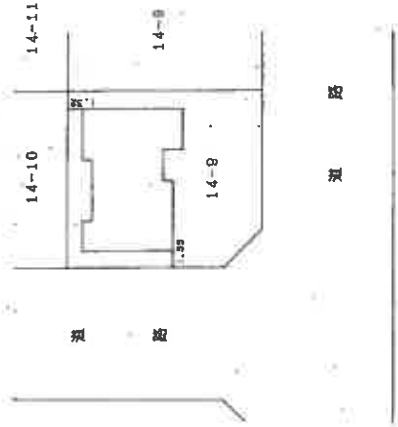
732574 各階平面図

建物図面 各階平面図

家屋番号
14番9

建物の所在
秋田市御所野元町三丁目14番地9

物件2



作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

【本図面は原本のA3版をA4版に縮小コピーしたものである。P19.7.29】

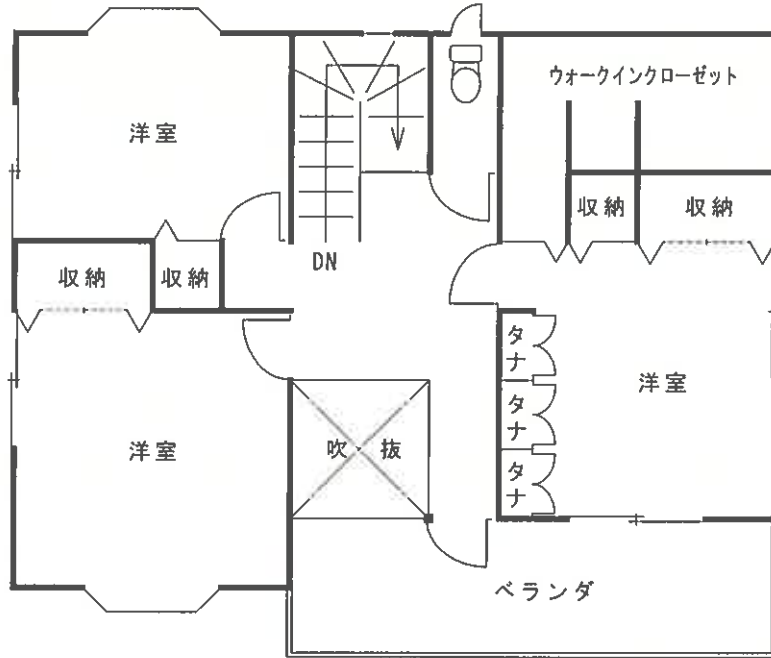
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(秋田地方建設局管理)
令和7年11月25日 東京建設高中野出事務所

登記官

建物配置図



2階



1階

